

| 区分 | 支援制度名（事業名）  | 支援内容  | 対象者   | 実施主体      | 担当窓口・問い合わせ先  |
|----|---|---|---|-----------|--|
| 免除 | 水道料金基本料金免除  | 令和2年8月利用分から令和3年1月利用分までの水道の基本料金を免除   | 海部南部水道企業団給水区域内の水道使用者（官公庁を除く）  | 海部南部水道企業団 | 海部南部水道企業団総務課<br>0567-32-3111   |
| 給付 | 愛知県・弥富市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業<br>（令和2年6月30日受付終了）     | 1事業者当たり50万円（県25万円・市25万円）を交付   | 緊急事態宣言に伴う休業要請若しくは時間営業短縮に協力した事業者   | 県・市       | 商工観光課商工労政グループ  |
| 給付 | 新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金交付事業<br>（令和2年7月5日受付終了）    | 1事業者当たり20万円（県10万円・市10万円）を交付   | 県が指定する期間に自主的に休業した理美容事業者   | 県・市       | 商工観光課商工労政グループ  |
| 給付 | 新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者休業協力支援金交付事業<br>（令和2年8月17日受付終了） | 1事業者当たり50万円（県25万円・市25万円）を交付   | 緊急事態宣言に伴いテナントとして入居している施設等の運営者・管理者からの休業要請により自らの意思になく休業を余儀なくされた生活必需物資・サービスの提供を市内の店舗で行っている中小事業者等   | 県・市       | 商工観光課商工労政グループ  |
| 給付 | 持続化給付金事業<br>（令和3年2月15日受付終了）                         | 法人：最大200万円<br>個人事業主：最大100万円を支給  | 令和2年1月から12月のどこかの月で、売上が前年同月の50%以下に減ったことを要件とし給付を受けられる   | 国（経済産業省）  | 持続化給付金コールセンター<br>0120-115-570  |
| 給付 | 家賃支援給付金事業<br>（令和3年2月15日受付終了）                        | 事業者に対し家賃の2/3、最大6カ月間補助する<br>中小企業：毎月50万円（最大：300万円）<br>個人事業主：毎月25万円（最大150万円） | 5月～12月まで次のいずれかに該当する者に給付金を支給する<br>①5月～12月までのどこかの1カ月の売上が昨年同月比50%以上減少<br>②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少 | 国（経済産業省）  | 家賃支援給付金コールセンター<br>0120-653-930   |
| 給付 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金                               | 保育所や児童クラブなどで使用するマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入に対し、1施設当たり50万円を上限に交付           | 市内の公立及び民間の保育所・児童館・児童クラブ・子育て支援センター等  | 国         | 児童課保育グループ・児童育成グループ   |
| 給付 | 民間児童福祉施設職員応援金                                       | 緊急事態宣言下で事業の継続に協力した民間施設に対し、1施設に応援金10万円を交付する事業に合わせ、市も同様に応援金10万円を支給          | 市内の民間認定こども園・児童クラブ各1施設   | 県・市       | 児童課保育グループ・児童育成グループ   |
| 助成 | 雇用調整助成金の特例措置  | 労働者1人当たりの上限1万5,000円（月額上限33万円）<br>令和2年4月1日から令和3年4月30日までの緊急対応期間中            | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、従業員を解雇せず雇用を維持した事業主に対し、一定の要件を満たせば、休業手当相当分を最大で全額助成する                        | 国（厚生労働省）  | コールセンター<br>0120-60-3999<br>愛知労働局（あいち雇用助成等）<br>052-219-5518<br>津島ハローワーク<br>0567-43-3911 |

| 区分 | 支援制度名（事業名）                                     | 支援内容   | 対象者  | 実施主体            | 担当窓口・問い合わせ先                             |
|----|--|--|--|-----------------|---|
| 助成 | 小学校休業等対応助成金事業<br>労働者に休暇取得させた事業者向け支援            | 休暇中に支払った賃金相当額（上限8,330円）<br>適用日：令和2年2月27日～6月30日まで   | 新型コロナウイルス感染症に関する対応として小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子どもの保護者である労働者の休職による所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業 | 国               | 学校等休業助成金・支援金受付センター<br>0120-60-3999      |
| 助成 | 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援事業<br>委託を受け個人で仕事をする方向け支援 | 支給額は就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）<br>適用日：令和2年2月27日～6月30日まで   | 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の臨時休業に伴い、子どもの世話を行うため契約した仕事が出来なくなっている子育て世代   | 国               | 学校等休業助成金・支援金受付センター<br>0120-60-3999      |
| 猶予 | 徴収猶予の特例制度（終了）                                  | 最長1年間、市税の徴収を猶予。<br>担保の提供不要、延滞金もかからない   | 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、収入が前年同期比おおむね20%以上減少し、一時に納付を行うことが困難な方   | 市               | 収納課徴収グループ                               |
| 融資 | セーフティネット4号・5号                                  | 申請者が融資を申込み際、必要となる認定申請書の発行  | 本店等が弥富市に所在する、中小企業者（金融機関等による代理可）が弥富市に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みを金融機関等に行う。利用には別途金融機関、信用保証協会による審査がある                  | 金融機関・最寄りの信用保証協会 | 愛知県信用保証協会<br>0120-454-754               |
| 融資 | 危機関連保証   | 申請者が融資を申込み際、必要となる認定申請書の発行  | 本店等が弥富市に所在する、中小企業者（金融機関等による代理可）が弥富市に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みを金融機関等に行う。利用には別途金融機関、信用保証協会による審査がある                  | 金融機関・最寄りの信用保証協会 | 愛知県信用保証協会<br>0120-454-754               |
| 融資 | 農林漁業セーフティネット資金                                 | 株式会社日本政策金融公庫が取り扱う農業者の経営の維持安定を図るための融資制度<br>公庫の融資枠の範囲内で貸付当初5年間に限り実質無利子、5年以降は償還期限の長短により0.16%～0.17%で貸付             | 売上減で資金繰りが苦しい販売先の確保が難しい農林漁業者  | 国               | 愛知県海部農林水産事務所<br>農業改良普及課<br>0567-55-7611 |
| 融資 | スーパーL資金  | 株式会社日本政策金融公庫が取り扱う農業者の施設等の近代化を図るための融資制度<br>公庫の融資枠の範囲内で貸付当初5年間に限り実質無利子、5年以降は償還期限の長短により0.16%～0.20%で貸付             | 売上減で資金繰りが苦しい販売先の確保が難しい農林漁業者  | 国               | 愛知県海部農林水産事務所<br>農業改良普及課<br>0567-55-7611 |
| 融資 | 経営体育成強化資金                                      | 株式会社日本政策金融公庫が取り扱う農業者の施設等の近代化を図るための融資制度<br>公庫の融資枠の範囲内で貸付当初5年間に限り実質無利子、5年以降は0.20%で貸付                             | 売上減で資金繰りが苦しい販売先の確保が難しい農林漁業者  | 国               | 愛知県海部農林水産事務所<br>農業改良普及課<br>0567-55-7611 |
| 融資 | 農業近代化資金  | 農協等民間金融機関が取り扱う農業者が施設等の近代化を図るための融資制度<br>貸付当初5年間に限り実質無利子、5年以降は認定農業者の場合は償還期限の長短により0.16%～0.20%、その他の担い手の場合は0.20%で貸付 | 売上減で資金繰りが苦しい販売先の確保が難しい農林漁業者  | 国・県             | 愛知県海部農林水産事務所<br>農業改良普及課<br>0567-55-7611 |

| 区分 | 支援制度名（事業名）  | 支援内容  | 対象者  | 実施主体 | 担当窓口・問い合わせ先  |
|----|---|---|--|------|--|
| 給付 | 金魚組合経営基盤維持支援金交付事業（令和2年7月31日受付終了）                      | 金魚事業者の経営基盤維持のため弥富金魚漁業協同組合及び組合員（市内に事業所が存在すること）に対し560万円を条件に応じて交付する。   | 弥富金魚漁業協同組合及びその組合員（市内に事業所が存在すること）   | 市    | 商工観光課商工労政グループ  |
| 給付 | 高収益作物次期作支援交付金（令和2年11月24日受付終了）                         | （1）次期作に前向きに取り組む生産者への支援<br>売上が減少した品目について、生産・流通コストの削減に資する取組、生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組、土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組、作業環境の改善に資する取組、事業継続計画の策定の取組の内2つ以上を実施する面積に対し、施設花き等（加温装置又は灌水装置を用いた栽培）は10a当たり80万円、施設果樹（加温装置又は灌水装置を用いた栽培）は10a当たり25万円の単価で交付（ただし、減収額を超えない範囲とする。）<br>（2）需要促進に取り組む生産者への支援<br>新たに直販等を行うためにホームページ作成等の環境整備や、新品種・新技術導入に向けた取組、海外の残留農薬基準への対応または有機農業・GAP等の取組の内1つ以上を実施する面積に対し、10a当たり2万円の単価で交付<br>（3）高品質なものを厳選して出荷する農業者に対する支援<br>高品質なものを厳選して出荷する取組（フラワーネット張りの調整、芽かき・摘花・整枝、冷蔵貯蔵等による出荷調整など）に対して、取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり2,200円を交付（ただし、作業従事者1人につき90日までとする。） | 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある、または、廃棄等により出荷できなかった生産者（ただし、収入保険や農業共済等、セーフティネットに加入していること、または加入を検討すること） | 国    | 海部南部地域農業再生協議会<br>（JAあいち海部農業協同組合<br>南部営農センター）<br>0567-56-6801 |
| 融資 | 愛知県新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金（令和2年8月31日終了）                 | 上限5,000万円<br>原則、無担保で連帯保証人不要<br>契約時の保証料は県が補助   | 直近1カ月の売上高若しくは売上高総利益額が前年か2年前の同月と比べて減少している中小企業者  | 県    | 愛知県中小企業金融課融資・貸金業グループ<br>052-954-6333                         |
| 補助 | 農作業省力化設備緊急整備事業（令和2年9月14日受付終了）                         | 営農の継続等を目的として農作業の省力化を図る緊急的な取組に対して支援する補助制度。<br>高性能な農業機械の導入、栽培施設内設備の整備、農業用施設の機能向上を伴う改修などの緊急的な取組に対して対象事業費の1/3以内（取組主体ごとの事業費上限5,000万円）を補助する。<br>（事前意向調査締切：9月14日まで）  | 農業者、農業者の組織する団体等  | 県    | 海部南部地域農業再生協議会<br>（JAあいち海部農業協同組合<br>南部営農センター）<br>0567-56-6801 |
| 給付 | 愛知県感染防止対策協力金（令和2年12月18日から令和3年1月11日実施分）（令和3年2月19日受付終了） | 1店舗1日当たり 4万円 最大100万円（要請に応じた日数分を交付）  | 県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者等   | 県    | 協力金専用コールセンター<br>052-228-7310                                 |

| 区分 | 支援制度名(事業名)  | 支援内容  | 対象者   | 実施主体  | 担当窓口・問い合わせ先  |
|----|---|---|---|-------|--|
| 給付 | 愛知県感染防止対策協力金(令和3年1月12日から令和3年2月7日実施分)<br>(令和3年3月12日受付終了)                           | 1月12日から1月17日まで 1店舗1日あたり4万円<br>最大24万円(要請に応じた日数分を交付)  | 県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者等  | 県     | 県民相談総合窓口(コールセンター)<br>052-954-7453                  |
|    |   | 1月18日から2月7日まで※要請を強化する期間 1店舗1日あたり6万円 最大126万円(要請に応じた日数分を交付)   | 県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者(大企業も対象に追加)  |       |  |
| 融資 | 愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金   | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の割合以上売上高等が減少した中小企業の方々が、①当初3年間実質無利子、②信用保証料ゼロ又は1/2、③無担保で融資が受けられます。   | 新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した以下の事業者<br>① 売上高等が5%以上減少した個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模※1に限る)<br>② 売上高等が5%以上(15%未満)減少した小・中規模事業者(①を除く)<br>③ 売上高等が15%以上減少した小・中規模事業者(①を除く)<br>★セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定が必要です。<br>※1 常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの | 県     | 愛知県経済産業局中小企業部<br>小企業金融課 融資・貸金業グループ<br>052-954-6333 |
| 給付 | 緊急事態措置の解除及び厳重警戒措置の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金(2/8~3/21実施分)」の実施概要について<br>(受付期間 令和3年4月23日まで) | 令和3年2月8日(月曜日)から2月28日(日曜日)まで【21日間】 ※緊急事態措置<br>1店舗1日あたり6万円 最大126万円(要請に応じた日数分を交付)  | 県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者(大企業を含む)<br><対象施設> 飲食店等 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要   | 県     | 県民相談総合窓口(コールセンター)<br>052-954-7453                  |
|    |   | 令和3年3月1日(月曜日)から3月21日(日曜日)まで【21日間】 ※厳重警戒措置<br>1店舗1日あたり4万円 最大84万円(要請に応じた日数分を交付)   |   |       |  |
| 給付 | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金   | ・給付額：2020年又は2019年の対象期間の合計売上ー2021年の対象月の売上×3ヶ月<br>※中小法人等は上限60万円、個人事業者等は上限30万円<br>※対象期間は1月~3月、対象月は対象期間から任意に選択した月<br>・申請期限：令和3年5月31日(月) | ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること<br>②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること  | 経済産業省 | 申請者専用相談窓口<br>0120-211-240                          |
| 給付 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策協力金  | 集団接種及び個別接種の実施に協力してもらう医療機関に対して交付<br>集団接種 1医療機関当たり30万円<br>個別接種 1医療機関当たり20万円   | 市内の医療機関   | 市     | 健康推進課保健企画グループ                                      |

R3年4月1日現在